

板橋区育児相談事業実施要綱

(平成元年7月6日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、地域における保育園の機能を生かし、日常的な子育てに関する相談に応ずること(以下「育児相談事業」という。)により、家庭の養育機能充実への援助を行うことを目的とする。

(相談員)

第2条 育児相談事業に従事する職員(以下「相談員」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一、園長
- 二、副園長
- 三、看護師

(相談日時)

第3条 相談日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、その日が次の各号の一に該当する場合を除く。

- 一、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 二、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(昭和39年板橋区規則第10号)第5条に規定する日

2 相談時間は、午後1時から午後3時までとする。

(実施保育園)

第4条 育児相談事業は、区立保育園全園で実施する。

(相談内容)

第5条 相談内容は、家庭における食事、排泄、しつけ、身体の発育、言葉、病気等日常的な子育てに関するものとする。

(相談方法)

第6条 相談方法は、主として電話によるものとし、必要に応じて面接を行う。

(相談記録)

第7条 相談員は、育児相談事業を実施したときは、相談記録表(別記第1号様式)により要旨を記録しなければならない。

(報告)

第8条 園長は、月別の相談内容件数をまとめ、次年度の4月までに子ども家庭部保育運営課長に報告しなければならない。

(他機関への紹介)

第9条 相談員は、相談の内容が、他の機関で対応することが適切であると判断したときは、当該機関と連携を図り紹介等を行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行について必要な事項は、別に子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成元年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

育児相談実施報告書

年 月 日

保育サービス課長様

_____ 保育園長

_____ 月分の育児相談について、下記により報告します。

相談者	母 人	父 人	祖母 人	祖父 人	他 人											
	電話による相談者 人			再相談者 人												
	園に来た相談者 人			再相談者 人												
子どもの状況	男 女 別	男 人			女 人											
	年 齢 別	0才 人	1才 人	2才 人	3才 人											
		4才 人	5才 人	6才 人	他 人											
	兄弟状況	姉 人	兄 人	妹 人	弟 人											
相 談 内 容 別 分 類																
相談内容	基本的生活習慣			発 育 ・ 発 達				医 学 的 問 題	生活環境		育児方法		その他			
	睡 眠	食 事		排 泄	そ の 他	ほ ぶ くの 歩 行	身 体 の 発 育		言 葉	社 会 性 格	く せ 他	家 庭	近 隣 地 域	健 康	し っ け 教 育 の 仕 方	育 児 に 関 係 あ り な し
		授 乳	離 乳 ・ 離 乳 食													
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
他機関の紹介	主な紹介先					件										